

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領

【いじめ防止対策推進法】
第二条
いじめの定義
第四条
いじめの禁止
第十三条
学校いじめ防止基本方針
第十五条
学校におけるいじめの防止
第二十二條
学校におけるいじめの防止
等の対策のための組織
(平成25年6月28日公布)

【東広島いじめゼロ宣言】
友だちのよい所を見つけます
あたたかい言葉をかけます
相手の気持ちを考えます
困っている友だちを一人にしません
いじめを許さない仲間づくりをします
仲間と支え合います
(平成26年 東広島いじめゼロ！子どもサミットにて採択)

【学校教育目標】
自ら学び 共に学び 心豊かでたくましい子の育成

【児童の実態】
黙々そうじ、トイレのスリッパを揃えることができる児童が多くなってきた。
縦割り班での活動(そうじなど)に取り組み、異学年での交流を図っている。

【めざす子ども像】
・なかよくやさしい子
・よく運動し元気な子
・かしこく自ら学ぶ子
・しっかり最後までやりきるねばり強い子

【学校の実態】
学力向上に力を入れている伝統的な取組として、運動会におけるマスゲーム、菊づくりが受け継がれている。

【いじめ防止基本方針】
いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方について示したもの

【いじめ防止等に係る校内委員会】
校務運営規程(いじめ防止に係る校内委員会)
第17条 いじめの防止に関する措置を実行的に行うため、いじめ防止等に係る校内委員会を設置する。
「いじめ防止等に係る校内委員会」設置要項
委員構成 校長が指名する職員とする。校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター・心のサポーター
いじめ相談窓口
校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、心のサポーター

【地域の実態】
保護者、地域も学校に協力的である。
宅地造成が進み、新しい住宅が増加している。
田畑が残っている場所もあるが、自然と触れ合っている児童は少ない。

【生徒指導部】
生徒指導主事を中心として、いじめの未然防止・早期対応に組織的に取り組む。

特別活動

○集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を気づこうとする自主的・実践的な態度を育てる。

《児童会活動》
「東広島いじめゼロ」宣言に対する取組

《学級活動》
いじめ防止に対する取組
4月 いじめを許さない集団づくり
6月・11月・2月 いじめの実態把握と取組(児童アンケートから)

《体験的な活動》
自然体験、社会・勤労体験
ボランティア体験、集団宿泊活動

《異年齢集団活動》
1年生を迎える会、縦割り班掃除、なかよし班遊び、6年生を送る会

各教科

○生徒指導の三機能を生かして、基礎・基本の確かな定着を図る。

《自己決定の場を与える》
・学習規律の定着
・根拠を明らかにして倫理的に思考し、自分の考えを伝える授業づくり

・自分の考えをもち、ともに学び合い考えを深める学習集団づくり

《共感的人間関係を育成する》
・自己評価、相互評価、教師評価による学びの実感

学校全体の取組

○いじめアンケートを年に3回行う。
○アンケートにもとづき、担任と児童との個別面談を6月、12月、2月に実施する。
○生徒指導推進委員会において、いじめの状況把握と指導方針を協議する。
○いじめ対応マニュアルに基づき、いじめを根絶させる。
○学校生活アンケートを年に3回行い、児童理解に生かし、一人一人を大切にする学級経営に取り組む。
○進んであいさつ、黙って掃除など東広島スタンダードを中心に積極的な生徒指導に取り組む。

道徳の時間

○道徳的価値に触れさせながら、自己の生き方についての考えを深めることにより、道徳実践力を育成する。
○生命の尊さを知り、自他の生命を大切にする。
「生命尊重」の授業 年2回(11月の学校へ行こう週間での参観授業を含む)

家庭・地域・関係機関との連携

○安心・安全な学校を基盤とする。
○家庭・地域・関係機関との連携を深め、協力体制を確立して、いじめ防止を推進する。
○家庭や地域の一員としての自覚と自己有用感をもち、その発展に努めようとする態度を育てる。
・ホームページによる学校情報の提供
・学校だより「川上の森」、PTA広報紙「かわかみ」、学年だより配布
・いつでも参観日の実施
・家族参観日、道徳参観日、各種懇談会の実施
・PTA活動、地域行事への参加
・マイタウンティーチャー、学校評議員の活動
・学校経営方針・学校評価の説明、結果公表